

収入役に浦野和夫さん再任

第2回町議会定例会は、6月7日から10日までの会期4日間で開かれ、収入役の選任をはじめ、工事請負契約の締結など12議案（町長提出11件、議員提出1件）について審議が行われた結果、いずれも原案どおり可決承認されました。また、平成16年度土地開発公社予算など3件について町長提出の報告が行われ承認されました。その主な内容をお知らせします。

町長提出議案

収入役に 浦野和夫さん再任



6月11日をもって任期満了となる収入役の浦野和夫さん（71歳・新里）を再び収入役に選任することが同意されました。

平成15年度下水道事業 特別会計補正予算

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ950万円を追加し、総額を12億7,695万1千円にしました。これは、起債許可額の確定

に伴う町債の追加補正です。

（ ）は補正後の総額

歳入

町債 950万円

（6億1,210万円）

歳出

予備費 950万円

（1,433万円）

町税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い条例の規定の整備を行いました。個人町民税では、均等割の税率改正や長期・短期譲渡所得に係る税率の引き下げ、長期譲渡所得の100万円特別控除の廃止などにより条例の一部改正を行いました。

このほか、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税においても条例の一部改正を行いました。なお、施行は平成16年4月1日です。

国民健康保険条例の 一部改正

地方税法の一部改正に伴い、長期譲渡所得の100万円特別控除が廃止されたことにより条例の一部改正を行いました。なお、施行は平成16年4月1日です。

関係市町の廃置分合による脱退に伴う東毛広域市町村圏振興整備組合の財産処分に関する協議

構成団体である太田市、尾島町、新田町と非構成団体である数塚本町がその区域をもって平成17年3月28日に廃置分合、つまり合併により太田市を設置することになりました。このため、当組合財産の内、廃置分合により脱退する関係市町の持ち分について、新たに設置される太田市に帰属させるため協議しました。

町報酬および費用弁償に 関する条例の一部改正

公職選挙法等の一部改正に伴い、期日前投票制度が導入されたことにより条例の一部改正を行いました。従前の投票管理者等の名称を変更すると共に、新たに期日前投票に係る投票管理者等の報酬を追加しました。

印鑑条例の一部改正

認可地縁団体に対する印鑑登録等事務について、個人を対象とした町印鑑条例とは、別の認可地縁団体を対象とする規則等で対応することが望ましいとの県の指導に伴い、新たに認可地縁団体印鑑規則を制定するとともに、条例の一部改正を行いました。